

国立民族学博物館情報運営会議規則

平成28年5月31日
規則第 1 号

(設置)

第1条 国立民族学博物館の情報基盤の運営、研究情報の利活用及び情報セキュリティに係る事項を審議するため、情報運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 情報基盤の運営に関する事項
- (2) 図書全般の運営に関する事項
- (3) 研究情報の活用に関する事項
- (4) 情報セキュリティに関する事項
- (5) その他情報化に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長が指名する研究部長及びセンター長
- (2) 情報管理施設長
- (3) 管理部長
- (4) 館長が指名する研究教育職員
- (5) 研究協力課長、企画課長及び情報課長
- (6) その他、館長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第4号及び第6号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に定める任期の途中で、新たに委嘱する委員の任期の終期は、前条第4号及び第6号に掲げる委員と同一とする。

(議長)

第5条 会議に議長を置く。

- 2 議長は、第3条第1号に掲げるもののうち、館長が指名する者をもって充てる。
- 3 議長は、会議を招集する。

(副議長)

第6条 会議に副議長を置く。

- 2 副議長は、議長が指名する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
(専門部会の設置)

第8条 会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長が指名する委員及び委員以外の職員をもって構成する。

3 専門部会長は、議長が指名する。

4 専門部会に関する事項については、別に定める。

(意見の聴取)

第9条 議長又は専門部会長が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、情報課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成28年5月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
この規則の施行後において、最初に委嘱する第3条第4号及び第6号に掲げる委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。